

# 埼玉「違憲訴訟」 推進ニュース

(No. 1) 2015年10月1日

発行：全日本年金者組合埼玉県本部  
違憲訴訟推進本部  
さいたま市見沼区東大宮5-53-16  
☎ (048-686-2044) FAX (048-686-2144)  
メール:nenkinsaitama@kzh.biglobe.ne.jp

## 弁護団が「移送申立に対する意見書」を提出

国が移送申立を提出したことに對して、埼玉弁護団は9月18日に「移送申立に対する意見書」をさいたま地裁に提出しました。

その主な理由として

「①経済的な弱者であり、高齢のため身体的、健康的にハンディキャップを有し、移動の自由を著しく制限されている原告らに對して、居住地から遠く離れた東京地方裁判所での提訴ないし訴訟追行を強いることは、過大な経済的・身体的負担となることは明らかであり、原告らの裁判を受ける権利を奪うものである。②本件年金額改定処分の審査請求受付を行った埼玉県内の関東信越厚生局は、当該処分に関し『事案の処理に当たった下級行政機関』

に該当することは明らかであり、行政事件訴訟法12条3項に基づき御庁に直轄が認められる。したがって、行政事件訴訟法12条3項に基づく直轄が存しないとして、移送を求める被告の申立てには理由がない」と指摘しています。

その他、社会保険審査会が居住地の地方裁判所に提起することが出来るという教示を行ったことに對して、それが誤りであるとするなら、社会保険審査会の委員長の任命権、監督権がある厚生労働大臣がその責務を放棄して東京地方裁判所に移送申立を行うのは「信義則上許されず、権利の乱用である」とも指摘しています。

## 陳述書作成にあたって記載すること

○9月9日の原告団会議でも提起したように、陳述書は全員に書いてもらいます。

○記載事項は概ね次のようになります。

- ①氏名、生年月日（年齢）、性別  
②主な職歴  
③年金保険料の支払い当時の生活状況等
- 年金受給権が発生してからの生活  
①定年後の就労状況  
②年金受給してからの経済状況（年金の種類と年金額、年金以外の収入等）  
③現在の生活状況（家族構成、住宅等）  
④現在の健康状態（持病、介護等）
- 年金が引き下げられてからの生活状況  
①切り詰めている項目（食費、光熱費、

文化・趣味、治療費、その他）

②不安に思っていること

4 年金切り下げに對しての思い

※2の②の年金の種類とは（厚生年金、共済年金、国民年金）のどれか。また、最初の受給年月日はいつか。

※3の①については、具体的な数字が示されれば説得力があります。

※4については、年金引き下げが憲法25条、や13条、29条等とのかかわりでいかに不当なことであるのかという思いなどについても触れてください。

※提出月日は、後日連絡しますが準備しておいてください。